

令和 8 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 8 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市新学校給食センター整備事業変更概要
- 資料 2 赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について
- 資料 3 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表
- 資料 4 赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表
- 資料 5 赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市新学校給食センター整備事業変更概要

1 変更理由 既存施設の基礎コンクリート解体時において確認された産業廃棄物について、処分量の確定に伴い費用を精算し、契約金額を減額する。

2 変更概要 周辺整備業務
既存施設の解体撤去工事の変更 △10,512,040 円

3 契約金額

区 分	変更額	契約金額
当初契約	—	2,670,800,000 円
第 1 回変更契約	146,111,900 円	2,816,911,900 円
第 2 回変更契約	127,260,540 円	2,944,172,440 円
第 3 回変更契約 (予定)	△10,512,040 円	2,933,660,400 円
変更額計	262,860,400 円	—

赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について

1. 主旨

アレルギー対応食については、「赤穂市食物アレルギー対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づき、令和8年4月から「乳・卵」の除去食の提供を予定している。

食物アレルギー対応を行う児童等が在籍する学級では、学校給食等の際、誤配・誤食がないよう注意が必要であり、その具体的な方法については、マニュアルの「第4 学校給食における対応 5学級における対応」に編さんしている。

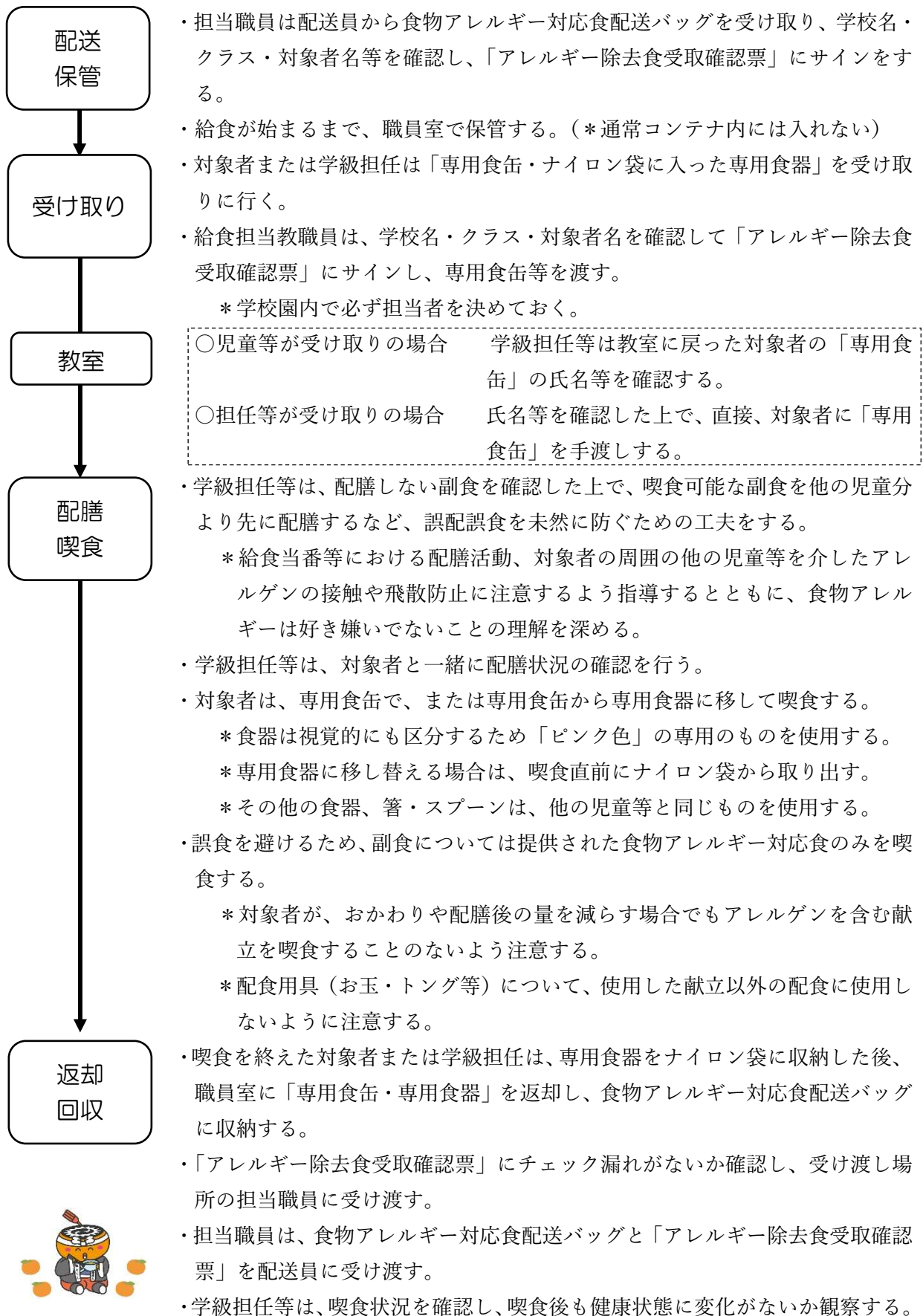
令和7年度第1回アレルギー対応マニュアル検討委員会において、全職員が共通理解のもと、安全で充実した食物アレルギー対応が図られるよう、学校園での受け取り後から返却までの手順を作成し、マニュアルに追加編さんすることを決議した。

各学校園においては記載内容を参考に、室の配置や教職員の業務分担等の実態に応じた体制の構築を周知することとしている。

2. 改定の内容

「第4 学校給食における対応 5学級における対応」中、「（4）給食の終了時」の次に、別紙の「学校園における食物アレルギー対応食の受け渡しと配膳<例>」を追加する。

学校園における食物アレルギー対応食の受け渡しと配膳<例>



学校園での受け渡しや配膳方法については、学校園の状況に合わせてルール作りが必要です。また、担当者（学級担任・養護教諭等）が不在の場合の対応や、対象の児童等が欠席した場合の対応（職員室や学校給食センターへの連絡）についても、学校の実情に合わせてルール化しておく必要があります。

アレルギー対応食の提供日にあわせて対象児童等の情報を整理し、学校園内で事前に共有しておきます。

<令和8年度>

期日	対象者		除去食	喫食の有無		
	学年・組	氏名		受け取り	返却	
4月■日	1年2組	○○ ○○	卵	担任	教頭	○()
	5年1組	●● ●●	卵	●●	担任	○()
	6年1組	■■ ■■	乳・卵	×	×	×(欠席)

・配送員受け渡し場所(担当職員)から保管場所(職員室等)へ運搬された「配送バッグ」等と学校園内記録表に相違がないか確認します。

*給食停止(欠席)の連絡を学校給食センターへしている場合には、アレルギー対応食の配送はありません。

*配送後に報告漏れが発覚した場合には、速やかにご連絡ください。

◆受け取り・受け取りに来た者がサイン

・受け取りに来た対象者または学級担任等は、保管場所にいる担当教職員と一緒に専用食缶の内容を確認し、受け取り欄にサインします。

◆返却・返却を確認した者がサイン

・専用食缶等が保管場所に返却されたことを確認し、返却欄にサインします。
・返却時に喫食の状況を確認します。

*確認欄は、氏名または印鑑とします(「✓」は不可)。

・喫食後の健康状態を観察するため、喫食の状況を聞き取りし、記録します。

【記載例】○：喫食あり ×：喫食なし

・「×」の場合、カッコ内に理由を記録します。

5 学級における対応

学校給食等において食物アレルギー対応を行う児童等が在籍する学級では、学校給食等の際、誤配や誤食がないよう万全の注意を払う必要があります。（教室以外で喫食する場合も同様です。）

その具体的な方法は次のとおりです。

(1) 毎朝の確認

毎朝、その日の学校給食等における食物アレルギー対応の内容について確認します。除去食の提供日であれば、朝の打合せ等にて、校園内で周知徹底し、遅滞なく対応ができるようにします。

【学級担任】

- 食物アレルギー対応委員会にて決定した対応内容を確認する。
- 代替として家庭から弁当を持参することと決定されている場合は、その持参の有無を確認する。
教室外での保管（保温・保冷を含む。）は、多様な対応となり、事故の原因となり得るので、基本的には、本人が教室で自己管理するよう指導する。
幼稚園は担任（職員）が管理する。
- 緊急薬（内服薬、エピペン等）が処方されている場合は、その持参の有無を確認する。

(2) 給食の準備時

学校給食等の準備時に、「食べない」と決定されている献立が誤って配膳されないよう注意します。可能な範囲で、複数の教職員で確認することが望ましい。

【学級担任 → 対象者】

- 対象者が給食当番を務める場合は、アレルギーに触れないように配慮する。

【学級担任 → 学級全体】

- 対象者の対応内容を確認し、誤配がないように注意する。
給食当番や他の児童等に対し、配膳についての説明を行う。
- 配膳中に、アレルギーが対象者の食器等に付着しないように注意する。
- 配食用具（お玉、トンゴ等）について、本来使用すべき献立以外の配食に使用しないように注意する。

(3) 給食の喫食時

「食べない」と決定されている献立を誤って食べないよう注意します。

【学級担任 → 対象者】

- アレルギーの誤食を防止するため、配膳に間違いがないか、代替として持参した弁当が揃っているかなどを必ず確認する。
- 除去食を提供する日は、配膳室から確実に対象者へ届いているか確認する。
- 配膳の完了後、喫食前のあいさつ時に、対象者への誤配がないかを最終チェックしてから食べ始めるように指導する。

- 対象者の周囲の他の児童等を介したアレルギーの接触や誤飲・誤食に注意するよう指導する。
特に、牛乳等、アレルギーが飛び散りやすい場合は、事故を防ぐため座席配置の配慮も視野に入れ対応する。
- 対象者が、おかわりでアレルギーを含む献立を喫食することのないよう注意する。配膳食後量を減らす場合でも、アレルギーを誤って投入してしまうおそれがあるため十分注意する。

【学級担任 → 学級全体】

- 食物アレルギーは好き嫌いによるものではないことを理解させる。
その際には、アレルギーを含む献立を食べることを強要したり勧めたりしないように指導する。
- 対象者の周囲の児童等には、アレルギーの接触や誤飲・誤食の原因を作らないように指導する。

(4) 給食の終了時

誤食してしまった可能性がないか、確認をします。

【学級担任 → 対象者】

- 喫食状況を把握する。
- 喫食後の健康状態に変化がないか、観察を行う。
- 少しでも異変が認められる場合は、第6 緊急時対応プランに従って対応する。
- 牛乳パック等の片付けの際は、飛散したアレルギーへの接触が起きることのないよう注意する。

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第34条第2項及び第46条第2項 <u>の</u> 規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 <u>の</u> 運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「附令」という。） <u>の</u> <u>例による。</u></p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>次条</u> に定めるもののほか、<u>附令</u> <u>に定める基準をもって、その基準とする。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業 <u>を</u> <u>行う者は、赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号</u> <u>に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接</u> <u>関係者であってはならない。</u></p> <p>第5条 略</p>	<p>赤穂市特定教育・保育施設等 <u>の</u> <u>運営に関する基準を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第34条第2項及び第46条第2項 <u>（法第54条の3において準用する場合を含む。）の</u> <u>規定に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の</u> <u>運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「平成26年府令」という。） <u>及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準</u> <u>（令和7年内閣府令第95号。以下「令和7年府令」という。）の例による。</u></p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>第5条</u>に定めるもののほか、<u>平成26年府令</u>に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)</p> <p>第4条 <u>法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、令和7年府令に定める基準をもって、その基準とする。</u></p> <p>(暴力団等の排除)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業若しくは特定乳児等通園支援事業を行う者は、赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。</p> <p>第6条 略</p>

赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則																
<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第5条ただし書きの規定により、教育委員会（以下「委員会」という。）は、次表の左欄に掲げる場合に該当すると認めるときは、所定の使用料から、それぞれ同表右欄に相当する額を減免することができる。</p> <p>略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第5条ただし書きの規定により、委員会は、次表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料から、それぞれ同表右欄に相当する額を還付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免する場合</th> <th>還付する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申し出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。</td> <td>100分の90</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	減免する場合	還付する率	ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。	100分の100	イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申し出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。	100分の90	ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。	100分の90	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第5条ただし書 の規定により、教育委員会（以下「委員会」という。）は、次表の左欄に掲げる場合に該当すると認めるときは、所定の使用料から、それぞれ同表右欄に相当する額を減免することができる。</p> <p>略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第6条ただし書 の規定により、委員会は、次表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料から、それぞれ同表右欄に相当する額を還付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>還付する場合</th> <th>還付する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。</td> <td>100分の90</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	還付する場合	還付する率	ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。	100分の100	イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。	100分の90	ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。	100分の90
減免する場合	還付する率																
ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。	100分の100																
イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申し出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。	100分の90																
ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。	100分の90																
還付する場合	還付する率																
ア 使用者の責任によらない事情により使用することができないとき。	100分の100																
イ 使用者が使用の前日3日までに使用の取りやめの申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。	100分の90																
ウ その他特別の理由で使用しなかつたとき。	100分の90																